

広告物

32

白抜き例

番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告物は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。屋外広告物を掲出する場合は、ここで記述されていない全市的な規格がありますので、屋外広告物条例を確認してください。

基本事項

28

広告物は、大津通のにぎわいと品位を高めるデザインとする。

屋外広告物は、都市景観を形成する重要な要素です。大津通地区は、にぎわいと品位のある街並みをめざしています。個々の広告物のデザインを優れたものにするだけでなく、街並みや建築物等に調和したものと努めてください。

29

広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとします。

数量

30

広告物はできるかぎり集約化し、広告物の総量の抑制に努める。

必要な広告物については、最小限の大きさと数で、街並みと調和した美しいデザインとするよう努めてください。

色彩など

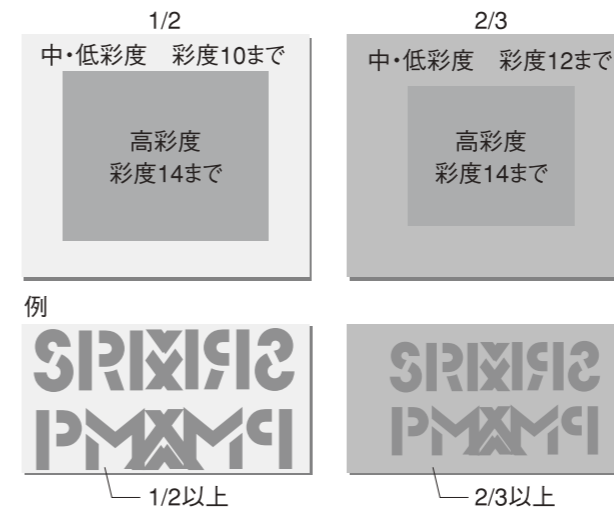
31

高彩度色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。蛍光色は、使用しない。

32

表示面の先端の高さを地上10m以上とする場合は、以下のとおりとする。
 ・彩度14を超える色は使用しない。
 ・表示面積の1/2以上は彩度10以下又は表示面積の2/3以上は彩度12以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。



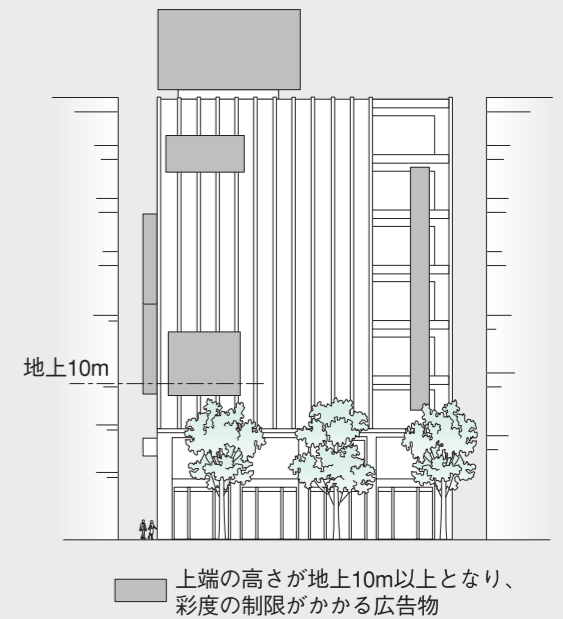
33

補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。

34

文字や図柄は、バランス良く配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。

高彩度色とは、彩度12を超える色を目処とします。高彩度色などの目立ちやすい色は、周辺の街並みや広告物等から浮き出てしまい、不調和となるおそれがありますので、最小限にとどめてください。



補色関係とは、赤と緑、紫と黄などのコントラストが一番強い色の組合せをいいます。コントラストの強い配色をする場合は、大津通の景観に配慮して、品位が低くならないよう注意してください。

広告物

照明など

35 点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物は、その速度を緩やかなものとする。

フラッシュの多用や、文字の表示速度の速い電光表示は、周辺の街並みと不調和になりやすいので、速度を緩め、内容を把握できる程度としてください。

36 周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。

電光表示装置

37 表示面積は、30m²以下とする。

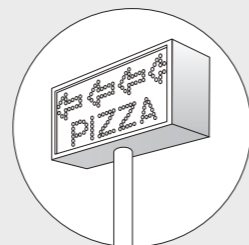
ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

クリスマスのイルミネーションの一環として設置するものなど、短期間の設置で、通りの景観に良い影響を与えると認められるものは、30m²を超えても許可する場合があります。

38 音響を伴う電光表示装置は設置しない。

ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

39 突出広告及びそれに類する形状の電光表示装置は設置しない。

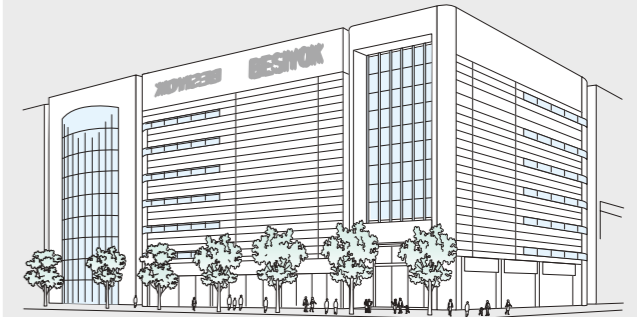


突出広告に類する形状の例

屋上広告

40 建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。

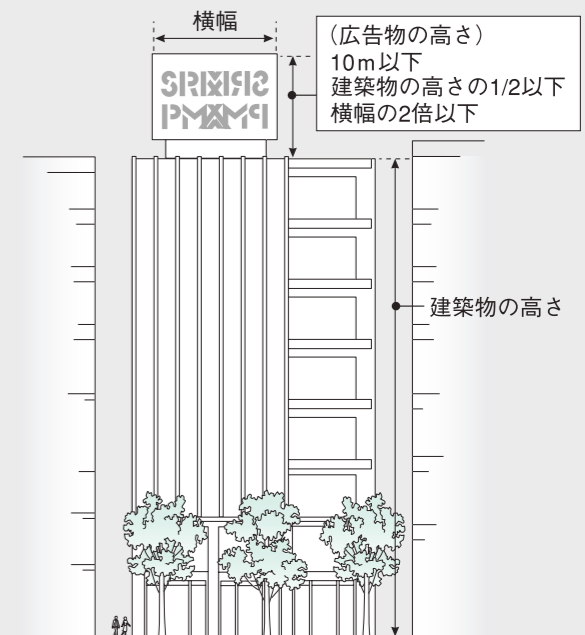
屋上広告とは、建築物の屋上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。



屋上広告の形態が、圧迫感や不安定感を与えるものにならないよう配慮してください。

41 広告物の高さは、10m以下かつ、建築物の高さの1/2以下とする。また、広告物の横幅の2倍以下として、安定感のあるデザインとする。

ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。



42 骨組み、支柱などの構造体は、目立たないようにする。

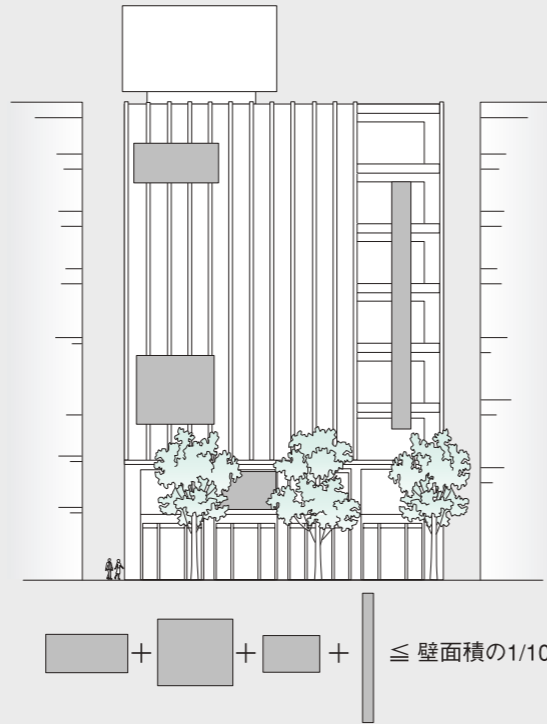
広告物

壁面広告

43

表示面積の合計は、一壁面につき壁面積の1/10以下とする。

壁面広告とは、建築物又は工作物の壁面を利用して設置される広告物をいい、懸垂幕なども含まれます。壁面積とは、壁面の垂直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけではなく、窓、開口部も含まれます。



※屋上広告の表示面積は、壁面積には含みません。隅切り部分に面した建築物の間口の長さが10m以上の場合は、その面を一壁面として扱います。

1、2階部分に設置する場合でも、窓面全てを覆うことのないよう配慮してください。



やむを得ず表示する場合の例

突出広告とは、建築物又は工作物の側面に突出する広告物をいいます。

44

建築物の3階以上の階には、窓面を利用した広告物は設置しない。

ただし、やむを得ず設置する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。

突出広告(大津通に面するものに限る)

45

低層階に店舗が並ぶ街並みが歩行者からよく見えるように、建築物の1・2階部分には最小限とするよう努める。

46

突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。

47

下端の高さは、以下のとおりとする
・敷地外に設置するものは、6m以上とする。ただし、1つの表示面の表示面積が0.3m²以下で、下端の高さが2.5m以上のもの又は表示面の横幅が0.5m以下で下端の高さが3.5m以上のものについては、この限りでない。
・敷地内に設置するものは、2.5m以上とする。

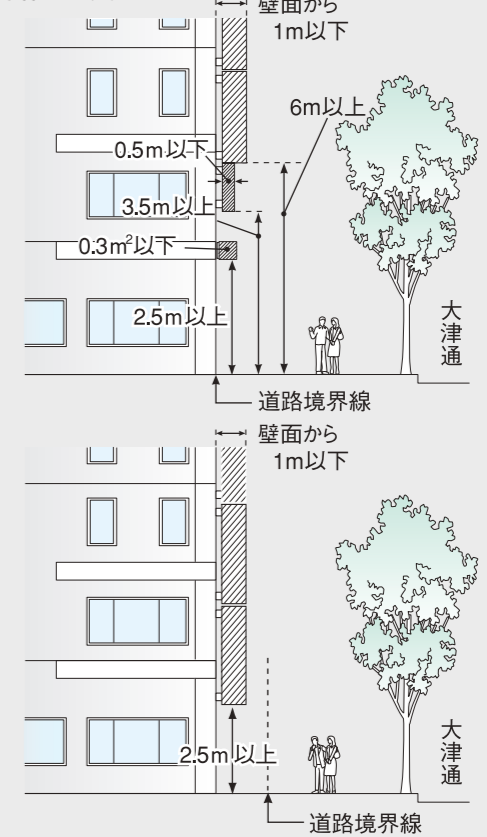
48

一壁面には、一列にまとめて設置する。ただし、1つの表示面の表示面積が0.3m²以下で、下端の高さが2.5m以上のもの又は景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

49

一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。

突出幅とは、取り付ける壁面からの出幅をいいます。突出幅をおさえることによって、圧迫感を減らすとともに、一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がりを確保します。



突出広告が無秩序に設置されると、建築物によって構成される街並みの連続性が損なわれてしまいます。掲出量を最小限にし、秩序だてて設置することにより、街並みと調和するよう努めてください。飾り看板など、街のにぎわいに寄与すると認められるものは例外とします。



一列に設置された広告は、地色を統一するなど、すっきりとしたイメージを与えるよう配慮してください。

広告物

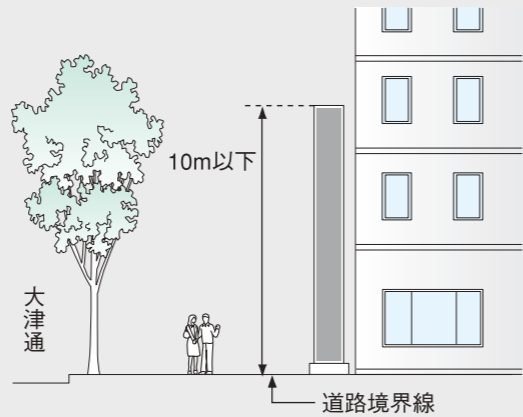
地上広告

50

地上からの高さは、10m以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

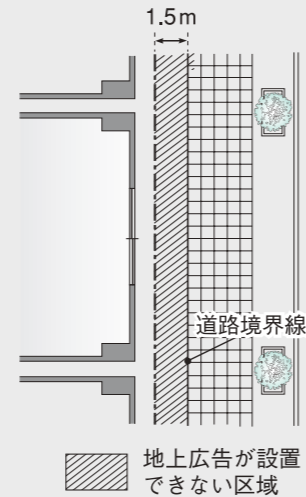
地上広告とは、地上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。
地上広告は、建築物と調和したデザインとするとともに、快適で楽しい歩行空間づくりに寄与する洗練されたデザインとしてください。



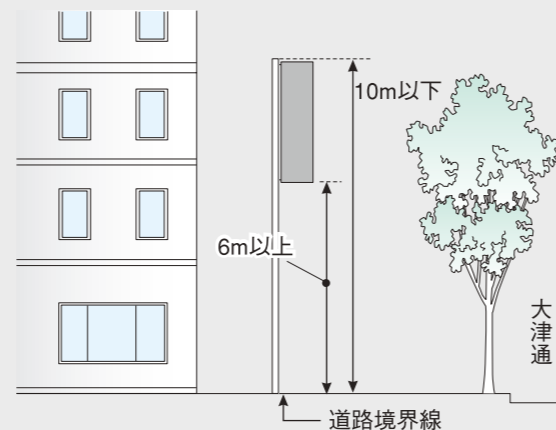
51

大津通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた大津通の道路境界線を延長した線）から1.5m以内の区域には設置しない。

ただし、通行の妨げとならない地上広告で、市長が特に認めたものについては、この限りでない。



一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がり確保します。



置き看板・広告旗など

53

置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。

置き看板などを道路上に置くことは法律で禁止されています。これらは、街の景観を損ねるだけでなく、歩行者の安全性からも問題となりますので、敷地内に収めて設置してください。





都市景観形成地区の内外にまたがる場合の基準の適用

建築物

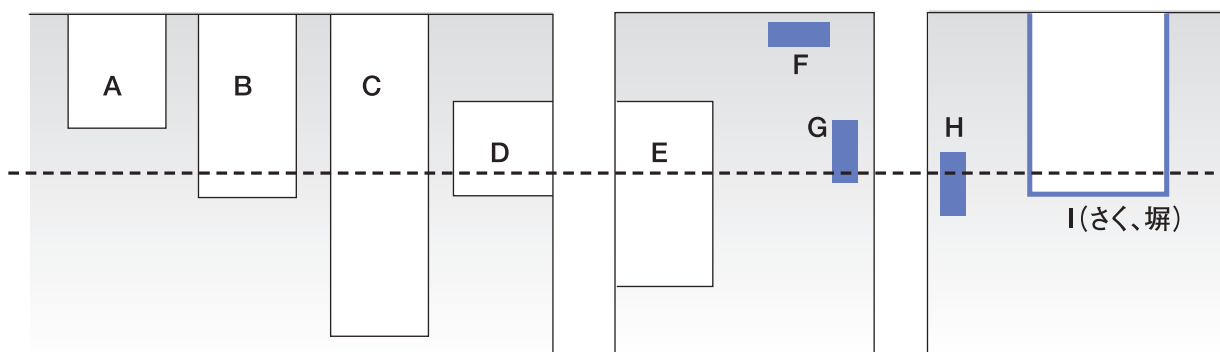
- ・敷地が主要道路（広小路通、大津通）に面しているもの
- ・敷地の過半が地区内にあるもの

A、B、C、Dの場合 … 基準を適用します。
Eの場合 ……基準 を適用しません。

工作物

- ・主要道路に面しているもの
- ・地区内に設置するもの

F、G、H、Iの場合 …… 基準を適用します。



広告物

- ・地区外に設置するものは基準を適用しません（ただし、屋外広告物の許可申請は必要となります。）

A B、C、D、E、F、H、I、K …… 基準を適用します。
B1、C1、G、J、L ………基準 を適用しません。

